

さいたま市教育行政点検評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和30年法律第162号）第26条に基づき点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、さいたま市教育行政点検評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じて、点検及び評価の方法及び結果について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織し、教育に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、特に必要と認める場合は、議事に関係ある者を会議に出席させることができる。

(費用負担)

第7条 委員会に要する費用は、さいたま市が負担する。費用は別表のとおりとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会管理部教育政策室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

1 この要綱中第4条第1項本文の規定は、平成22年度に委嘱する委員には適用しない。この場合における委員の任期は、委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

2 この要綱は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

費 目	職 名	区 分	金 額
報償費	委員長	1回	12,000円
	委 員	1回	10,000円